

知多市教育委員会訓令第3号

知多市教育委員会公印規程（昭和49年知多市教育委員会訓令第1号）の一部を
別紙のとおり改正する。

令和8年6月30日

知多市教育委員会

教育長 永 井 清 司

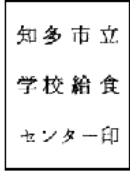
附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。

別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
公印の種類	ひな形	書体	寸法 (ミリメー トル)	用途	保管者	公印の種類	ひな形	書体	寸法 (ミリメー トル)	用途	保管者
委員会印か ら教育長職 務代理者印 まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	委員会印か ら教育長職 務代理者印 まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>部長印</u>		<u>てん書</u>	<u>方18</u>	<u>一般文書用</u>	<u>各部長</u>
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>課長印</u>		<u>てん書</u>	<u>方18</u>	<u>一般文書用</u>	<u>各課長</u>

改正後						改正前					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	学校給食センター印		てん書	方20	一般文書用	所長
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	学校給食センター所長印		てん書	方18	一般文書用	所長
校印から校印まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	校印から校印まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	公民館及び歴史民俗博物館印		てん書	方24	証書、ほう賞用	各館長
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	公民館及び歴史民俗博物館の長印		てん書	方18	一般文書用	各館長
審議会等の長の印	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	審議会等の長の印	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)